

秘密保持誓約書

本誓約書は、[開示者]（以下、「甲」といいます。）と[受領者]（以下、「乙」といいます。）との間で、以下の通り取り交わされるものです。

第1条（秘密保持の定義）

本誓約書において「秘密情報」とは、甲が乙に対して口頭、書面、電子メール、データファイル、記録媒体等を通じて提供、開示、伝達する一切の情報を意味します。ただし、以下のいずれかに該当する情報は秘密情報には含まれません。

1. 開示時既に公知である情報
2. 開示後、乙の責に帰すことなく公知となった情報
3. 開示時既に乙が正当に保有している情報
4. 開示後、第三者から正当な権利をもって開示された情報

第2条（秘密保持義務）

乙は、甲から提供、開示、伝達された秘密情報について、以下の義務を負います。

1. 秘密情報を秘密に保持し、甲の書面による承諾なくして、第三者に対して開示、提供、漏洩しないこと
2. 秘密情報を、甲との業務目的以外には使用しないこと
3. 秘密情報に関与する従業員に対して、本誓約書に同意させること

第3条（秘密情報の変換・破棄）

乙は、甲から秘密情報の提供・開示の目的が終了した場合、または甲の書面による要求があった場合、速やかに秘密情報を含む書類、データ、記録媒体等を全て甲に返還し、または甲の指示に従って廃棄するものとします。

第4条（損害賠償）

乙が本誓約書に違反したことにより、甲に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償する責任を負います。

第5条（期間）

本誓約書の効力は、本誓約書の締結日から[期間]年間とします。ただし、秘密情報の秘密性が継続して存在する限り、本誓約の終了後も、乙は秘密情報の保護に努めるものとします。

第6条（準拠法）

本誓約書の成立、効力、解釈および履行に関しては、日本の法令に準拠し、これによって裁定されるものとします。

第7条（紛争解決）

本誓約書に関する紛争が生じた場合、甲乙は誠意をもって協議し、円満な解決を図るものとします。協議によって解決できない場合は、〇〇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として、紛争解決に努めるものとします。

第8条（その他）

1. 本誓約書は、甲および乙の書面による合意によって変更されることができます。
2. 本誓約書に定めのない事項は、誠意をもって協議の上、適切な方法で解決するものとします。

本契約書における合意内容を証するため、本書面を2通作成し、甲・乙が署名捺印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

甲) 住所：

氏名：

乙) 住所：

氏名：